

新潟県市町村総合事務組合情報セキュリティ基本方針

新潟県市町村総合事務組合情報セキュリティ基本方針を次のように定め、平成20年8月1日から実施する。

1 目的

新潟県市町村総合事務組合情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、新潟県市町村総合事務組合が所掌する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、総合的、体系的及び継続的な情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 情報ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及び構成機器（ハードウェア及びソフトウェアを含む。）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、情報ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

ア 機密性

情報にアクセスすることを許可された者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。

イ 完全性

情報が、正確であること及び完全である状態を確保すること。

ウ 可用性

情報にアクセスすることを許可された者が、必要なときに、情報にアクセスできる状態を確保すること。

(4) 情報セキュリティポリシー

基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

3 対象とする脅威

以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 部外者の進入、不正アクセス、ウィルス攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、盗難等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等を要因とする情報資産の漏えい、破壊、消去、盗難等
- (3) プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (4) 地震、落雷、火災、水害等の災害を要因とする情報資産の漏えい、破壊等

4 適用範囲

情報セキュリティポリシーの適用範囲は、以下の各号に示すものとする。

(1) 組織

管理者、教育委員会、公平委員会、監査委員及び議会とする。

(2) 情報資産

組織が所掌する次のものとする。

ア コンピュータ、情報ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備、電磁的記録媒体等

イ コンピュータ、情報ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（印刷文書等を含む。）

(3) 対象者

情報資産に接する組織の職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員等」という。）とする。

5 職員等の義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに情報資産を取り扱うときは、情報セキュリティポリシーその他情報セキュリティに関する規程等を遵守しなければならない。

6 情報資産の分類

情報資産をその内容によって分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を講ずる。

7 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 物理的セキュリティ対策

コンピュータ、通信回線、施設等の管理について、物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

職員等が遵守すべき事項を定め、十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

アクセス制御、不正プログラム対策、ウィルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(4) 運用セキュリティ対策

ア 情報システム等の監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等のため、運用面における必要な対策を講ずる。

イ 緊急事態が発生した場合に迅速に対応するため、危機管理対策を講ずる。

8 情報セキュリティ対策の実施状況の検証

情報セキュリティポリシーの遵守状況を確保するため、情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的又は必要に応じて検証を行う。

9 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ対策の実施状況の検証の結果又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、必要に応じて情報セキュリティポリシーの見直しを行う。